官刻

孝義録

駿河、甲斐
伊豆、相模

四

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

官刻

孝義録

駿河 甲斐
伊豆 相模

四

東京圖書館
和書門 傳記類 一三六 七函 五 八架 一九七 三八號 五つ冊

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

東京府図書之印

孝義録卷之四

明治九年文部省付

TOKIO LIBRARY. PRESENTED BY TOMIBUSHIO 1872.

駿河國

○忠義者　駿府町奉行支配所　信馬町　町人甚左衛門下男　八助　三十八歳　寶暦五年御褒美

○孝行者　同支配所　小楠屋町　町人永拙　仁左衛門　四十六歳　天明六年御褒美

○孝行者　同支配所　兩替町二町目　町人中川屋清左衛門娘　清七　二十八歳　寛政二年御褒美

○孝行者　同支配所　同所　清七妻　こめ　二十二歳　同時御褒美

○孝行者　同支配所　茶町一町目　町人泉屋　多十郎　四十二歳　寛政三年御褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

○孝行者　代官支配所　富士郡今泉村　百姓　五郎右衛門　歳不知　天和二年御褒美

孝行者　同支配所　富士郡吉原宿西歩行町　町人　次右衛門　四十四歳　天明八年御褒美

○孝行者　同支配所　駿東郡沼宿西町　百姓　權九郎　六十六歳　寛政三年御褒美　權九郎妻　ゆき　五十六歳　同時御褒美

○孝行者　同支配所　同所　百姓　長吉郎清好　十五歳　寛保二年褒美

孝行者　本多伯耆守領所　志田郡羽方向村　百姓　作之丞　二十一歳　安永元年褒美

○孝行者　本多伯耆守領分　志田郡保福寺村　百姓　利助　二十一歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　志田郡中根村　百姓　八　三十一歳　天明八年褒美

○孝行者　水野出羽守領分　富士郡天間村　百姓　重助　二十四歳

○孝行者　大久保加賀守領分　駿東郡東田中村　百姓清右衛門　作右衛門　二十七歳　寛政二年褒美

孝行者　大久保長門守領分　駿東郡松永村　百姓　惣八　三十五歳　天明八年褒美

孝行者　同領　駿東郡吉宿村　百姓　定助　六十一歳　寛政三年褒美

孝行者　松平内蔵允知行所　駿東郡葛山村　百姓　平内　四十歳　安永四年褒美　平内妻　よし　三十二歳　同時褒美

孝行者　同知行所　同所　百姓

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

忠義者八助

八助ハ後府傳馬町の商人甚兵衛の男なり生年
八月ゟ安信殿道光村乃ものゟ十一歳のとし奉
仕甚兵衛に つ久けるう事保十六年新大坂のちゝ
乃家財産ゟ くゝる仕こゝく八助ゟも暇をとらせ
初こゝゟ 涙を流らけく人ゟたのゝぬをという
小貧くゝ ゟ 給ふゝも今ゝ ゟ ふへ死んあら
仕こゝくうけつゝ生かくしゝ事を八ゝくゝけるゟ
後ゝ貧窮弥増りて宿役をゝ ゟ 法ゝる事かなく
ゝとり四年こゝ ゟ 八年つゝを目しゝ ゟ ゝ

八千とゝ[illegible]く起居も自由なら[illegible]
金九儀ひとゝ[illegible]因町乃太郎左衛門と[illegible]
あつて妻娘[illegible]
貧しけれとも八助日々[illegible]
[illegible]
せけれとハ[illegible]
となつ[illegible]
銭を[illegible]
たゝとの[illegible]
料りあく[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

正直なる幼より其業りさやく十六乃年より
市町ゆゑ出てこれをうけるう給ゑ
をすくめ生涯日夜横嫁ゑひおりしをもあく
世をゑゆゑる居ゑりゑ沢
婦らしき出家花乃影なと見あされを川ら
乃價をすく求めゆりて去ゑ
うちに去の妻ゑ中度なく嘆ゑ
求めあゑ人ゑのう衣食ゑ
ふゑを沢ゑ家乃沢ハ生卵の家成脇く毎
ゑ孫ゑすゑを毎ハ仁右衛ゑ

業の急をゑ去のうゑ
又あゑ
何ひゑ
うゑ
孫ゑ巷の風
目をゑ
ふゑ
傳ひゑ
年ゑ
人ゑ

なりゐて孝養よ怠り年ごのおとこけさるも
出来なんとく辛しけれども家業に出めるゐの
仮抱もゐ者をうんなと強よすくめられ度う事
要日ゐ孝ゐ母よつくめるさ女をのゐれてくな
らゐとく二月なりゐて制やもうく度
来孝義まゐやうなる事見せめる人乃
鏡ゐもなるめくとゐ所奉行俵田弥惣兵
衛ゐこのもくゐ慶賞乃沿たゐ給しゐを嘆
六年七月の事なり

孝行者まゐと

まゐハ浪府伊馬町よゐ盲人鍼業ゐ業女よ
て実ゐ親ハ安芸郡町の商人柳屋八郎右衛門とゐ
ものなり養父ゐ出羽国ゐのまく四十年ゐを
り代出よ稼りすゐ按摩をゐうてゐゐ親ゐと
せゐゐ安永二年まゐゐ母乃時ゐよく業ひゐる
なり業母のさゐとゐゐ天明のゐゐ絶より
目ゐ母夫婦ゐもに年老ゐく世渡ゐ業ゐなる次
剃髪ゐ四年ゐ作りあひぬゐゐ養父ハ母よ
ゐうて家業ゐなくゐも法ゐとく夫婦ゐ
ゐ性来の人よ情ゐもつく中国よ流ゐゐや

思ひ立まうさを八猛きうく親里より遠次角さ
ようしひるゆよ父母ともに老乃病りなやら結
あとうるあう足極ゆうさ人さ仕困まてもとも
に神ことひしゆ角乃祝をさ手けやくくとく
きてもうまねくあくれお八祈りひしうとせんう
なくさの年ゆ八月三人ゆ打つまとく潮吉家の宿
まうあゆさゆ一百うなとおうりさく海りめくく
さくあうけうう右志ゆる人に生ようて行う
四年を終小うまかくて祝業う屋まういやく加ゆう
ゆふよ生きさ八女の男れさる人さ世渡ゆの業を

なくを見野山よゆさく稼をかまとりて代価を得て
父う母老う酒買ひくさちくり結人宿ゆる家に雇ま
生ゆさくを出もくくうもうくて食物をも
先ひ人ゆて二人ゆあくへさ行ゆあも稼らしさ
りれを道うあみれ八必求めく家つくあく行
くれと必をさしく業ひうるう同さあ生ゆ父八うを数
かくあ後母ゆ二人うゆうさ常に月日をとうう数
う同ゆ七年業の價をくく稼ゆまさ八温疫をさ人屋
みく母を業ゆうをさをなく二人又後府ゆ帰ま
かあのさく稼をう又八人に雇ま生て母を業へ

又ハ病ヲ扶ケ食ヲ給ケレ共ハ己ノ衣服ハ毎ニ
美ヲ好ミ飲食物いとうとのむことハなくいとぶ
ものとかくしこの来りあるとへ寄合ひ語ひまわりとい
ふある業成も捨てその事をとるへこハ貧をとの
あけ形を法くもとるもなく母ハ喜ひ乃
仙をたしなり人くをたすけ者をあはれ女の身
ヲ以ハ世渡ル業をなりやまわりへ支
をもむくようとひ母もまこ作ら〳〵をとん成
ちる人の来り交ひあり孝義ハ喜ひたけと
もまなこれ世母乃心の安らんかハをむこれ

り世義人〳〵ハ母を法ヲ世ハ法ヲ世ハ法ヲ世ハ法ヲ世
海ヲ世ようとく為ケるとあり人ハ乃ち孝義あらまわ
世なく支伝ふる人のよ記後なりとく信田郡
大清ノ町ヲ行ヲ乃ち時ヲ人のけ〳〵ハ天明八年正月
術養ヲ孝義録ヲ記

孝行者ヲ帝ヲ集ノ

武蔵国ハ富士郡今泉村の百姓ヲ祖父ヲ次
右衛ノ門と申ハ父ヲ右衛ノ門と申ハ父ヲ右衛ノ門と
妻ノ如く篤実なるヲ孝ヲ者ヲ農事乃勤
決怠ラ次父母ヲ法ヲ人ヲ力ヲ尽ヲ

恵ふかたうふとなく飲食の類もまつらう調ふく
進めあるはかりなく昼夜とも側に侍ふて起居を
やすんし二使の器まくらもとに孝養おこ
こたりなくなれとも老うとも人よりこれ多く人も
又見ることなつかるうとおもてう父母をあ〳〵はす
哀こに是人次なる親乃住居ふるこに志ふかく
ふりよ出さう事二十五日経をよみ仏を浄土宗
なる法岸寺乃僧を請して布施なとをふりの事
右墓つよ婦もあり男もいつれ〳〵なる中らひ睦く
心里れものなを又出ることをこれ村よ貧窮の出あ

是度穀を出してこれを恵ひ年の実乃うあ〳〵
きとこれ八是くこれを助る業ふりあ〳〵郷こなして仇
あるこれに施せ〳〵こ一村のすれもこれ貧窮り〳〵出
小物ふりふ耕ふ田乃田畑をこれ父の世よりこれをもち
さうを天和元年ふ其渡を以助ふ法寺乃墓ふ戒名
戒名法ふるとこれふ三人の人ふ巡検使ふて後府
りいつ〳〵世ふ行状をこれ〳〵ふこれ
同ふ二年ふ是乃郡太郎つを江戸よ召ふ官吏を
〳〵ふ是孝状を尋ふ〳〵むふ郡太郎伏ふいふく
我不幸ふ〳〵て十歳ふこれふ父をうしなひ八年おに

母を見たくぬせりい間せて孝義をも
の侍らすつらく従事を思ふ父乃怒よふを
重責にあふるいつまきこれより二十年をいまり
まれより庚申を去年より藤乃郷より拾年に
父を給のより我を先より門の戸出たかり
あけ重くつゑ〜と下新のあくあやまりて戸城
須せ〜ハ父死ふ門ふたくき〜と嘉乃
内の者ふいねくふ人をふよせ父ハ言をけ〜
多をもへよ母より外面りたくすむよ先へ次伝代う
ゆ家ふ入りくひ自分を当え〜事あり間のいろう

父を〜て重者にあり〜先〜事を我あやまら
なりふ死をくひもてを〜ものを治〜行乃孝行う
あらんこをふく二十年此久〜死を看るにか〜
きあやまちをも忘れ孝心のいけを考
屋〜同三月十二日右衛門を評定所より先〜
父母に孝をを〜行跡よりを村中此をすけを
なぬ乃ふ〜周〜ものれて病にるをくを作り来ら
石五田畑九十石を永く下〜治ちかひ執政交保
加賀守様ふ人らを〜に右衛門を思れをのくふく
いたく年作耕作の力ををのく二男二女妻下祢ふ

いとうまく衣食に乏しからぬ事を聞き給ひ恩
ものいとゝ深くなりまされり行ひあらくかゝる
夢見給ふことを行ふ事をなんや新くハかゝる新
小貢たくまさる事と得ぢ〳〵めの行人とひとしく見給ふ日たに
御米をとゝのへる洗ひ出とゝ下〳〵行ひ〳〵ひ〳〵の役人
ひとり戴を洗伏し〳〵面出ぬ官吏呈成撰人て執政の
門を先くゝりに酒食又ハこゝろ見れ新をあゝ人く賞
し給ふとゝ

孝行者権九郎

孝行者ゆゑ

駿東郡原宿西町の百姓と権九郎ゆゑとく支婦
乃者あり門ゝ田畑を耕〳〵暇ハ漁の
業を富く貧く世を渡り給ふ萬実なる
りもとく父の権次郎ゆゑ病人くいさ〳〵かとその
ゆまたゝ人る事なく妻もまゝ生貧なく
母を食をく急ぎ門ゝ人に食物ををくまる
事あれいまゝ男よりすく先ゝ新〳〵いつ病る時
をくゝ人を見くゆゑをもちて見ひ初をる此二人
まてありけるゝ孝ゝあるゝ新く祖父の
をゝ世話をつゝとゝなる極よ稚を去もあれま

まうひく祖父孫平四郎のよあらされハそれ
さ〻ハもへ是程決命ハ老高ハ後をなの代をと
登うあく去年の春氏まうく稽九郎う田面よ野ゝと
ん〻く我もとよりもやこうつをあるかうりを
ら〻先決をれんま仕をいそ〻うもめ是耕し高年
強生のなとつひたう〻仕へうくもハ又父さ高を
て田畑よりもく〻真業をもけを年の貢も人よ
先たうてう初こめける郡まつ〻とつへも父う
ま〻ひる食物ハをう〻く家の田れりのハるあう
そ代乃を人をを同しを高れもれをやうにり高
をうて又ハ〻かつく志う決父の湯あをを事
をぬ先るにようてつ移よを而の風呂たく郡よ出ひ
ゆ代くをのあまをとこひまし夫婦まへ後よ行う〻垢
ををなを〻人ハ雇をれ行をこハもうをを屋を
湯を書ひ海う〻く洗う〻を箕乃湯なをハ形を
一日を行年事なく異ひ紀法父の仮麻をるけを
妻うををうにあく多業ををるつ蝿を拂ひ
く涼〻かうしめ夜を蚊北なけをハ蚊屋をを
〻をいぬうを沿志河まうぬをハ左右よ海れ
て蚊を拂ひ多氏拂りく白を紀夜ハ家をあを〻り

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

腰ようをかをゆひて枝くぬきくめけを寛政元年
沼津乃宮氏寺院より銃法あり〳〵法文のまうてん
事をとこひうをいとを氏敬なる駕籠かりてもうをと
舟行へを用意をを〳〵を父氏はなく駕籠かはものま
〳〵法かりをを語てんと思へをかりう三里
をかりれをなれい老乃あめをふりとふ〳〵あく是
をの〳〵をく諸てんとこひをいをを氏をふ丈婦しん
父の子をとうをを氏宮氏をを二を通つをもをひく
一二夜のかと試ら〳〵をんをを宮氏同屋年寄名をを
りをれうをを孝心を感して去年氏表彰をあを人

をを人を氏百姓ようを美氏婦りく孝義感りまり氏
ひを氏さう〳〵かくと許へ〳〵を浄代皮小墓仁を
屋ようを檀九郎父子のり氏をようひく身ねけるを
檀九郎父ようく毎八四十年をれようををあたく一人氏
父りて父人小妻をを〳〵合めをの及ひをん祇八仆抱
ををとを抱る屋安乃をるを人ををくりつりを年二合
をく他徳もおく家内を人のを氏ををを人氏をを
けを八小他又を意撰をを小をるをけををようり事
をを移て父乃表ひをりを他をぬるりををを孝
行ををりを事元元他りを氏をを小をを抱る

こと少なくあらざる陶を養人等をもて
ふかくてり扶ひ又を人をもとめらるるまう申く候
あるさまに彼をもて扶ひ其のまゝ世をあけしこと
同三年二月夫婦の者共賞せられて銀をたゝ
給はるる志有りき

孝行者重助

重助ハ富士郡天間村の百姓なり父を源左衛門を
いとなむ三歳の時父をくれて家格めく貧さ
り母を目を人志めを世渡りをれをもなくロ
業のたよりを母乃ち銭引て暮るるまゝ門を立て乞
かれ助をこひ又を親族の部よ一飯乃情をうけく
母銭を乞けるを九業を時をもて渡疱瘡をやまて
母ハ子ハ一人なるを一人せんうたをもて扶りをもて
例のり扶をひよ出せんこを扶をみく雑人をを目を
乃母扶一人出るを乞めらるゝこをりへるを為て
まをひおく扶くを母扶こをくをめくをとをも
重病ものを病の全治ををくをくをくをく
出をくをとをて伴ひ出るを扶をを母一日扶
をををり形くを銭ををくをつを人を人ハ特人も情を
十三の時ハ人母を看ひくを業をを刈せををを

ものとうえんをたうまきとるをとこ八人ばかりぬるをは
業をたくをとこ一日のはるかあるとうち十六歳二十歳よりは
稼ぐ毎の賃ひも仕り但世間崔たれ〳〵取りて
はるふ度毎に一椀のあをとつくりうり給料の條
たてあるをはたやうはたらく人来りて毎夜
ひるとなくふるをつもれるをきにあるをも
辞しこのうけを主人のつかうせんを朝夕のあと給
度とり撰人ゆりをちをなあやしと思ひ給ふ
をとを毎夜ひるとをなあまりつをふくをなり
なりちをを給ふるん事はあるをくゆるし給をれを

養人しををるをるん寄人をの貪れるを仕をを
養あるを村人領をりかをとををはをるを天明八酉
九月米を渡ををつををくを寄ををり
孝行者伝右衛門
伝右衛門ハ駿州東田中村の百姓清右衛門
初をるを祖父父母ををくはをよりをけをを
ををとをるをを祖父はをを六十歳の時死せ
世ありし時ハまを家ををつをを人の給買を料を
ををを二三歳ををする事あれハ酒買ひ給人をを
祖父をあを母をハ十二の時後をを絶母に苦をを

ゆえなれはとて、ひるの事実母より聞とて又
やうくよ年ゆい後母も多病なりしかハ朝夕二組を
拵けく飯食をやくの人十二三歳の時より
父母より先達くおとと茶代煎くく先祖の祥忌に仕
くこまゆ紙くこと後父母よりとく先常に親よ歩
うの行くれの相伴しく振たくしうるを多ひなとをする
をもれものく歩くいつるる事にくく人の集るを
あやくむきうの和ゆれうの又母の多く耕作に
勤むるけも父母の事をこうとさるけ事母のうの
人れ烟草のむうと父母をかくうと立飯夕飯の仕
父母乃うくうをとおうさんとおとさくく米麦なとを紀
て必樵たりにたくく垂ゆをとを常よ汲くく
ゆうやせ歩事ゆ一年人くく歩連淺ゆよ話ん
とこゆ立おうゆ折くくを俄ゆ夕立雨うゆ出くうを又れ
堰をたうさんとくくあやまうゆくくもくく結くいくたち
やんなことはふ屋をはくたちゆうく堰をとうり畝
ゆをを立ゆうくく堰をハたけくゆひめ心安くおうたん人
くとうゆ又を出ゆくくとなんん元来畝異くくさん人を
食もおけをハ父母の病よゆくまくゆ和をれけゆも
家衣をゆうくく加人をハ草の物をとて禁必しく

と淺きことなれ初紀ゟ親の病ゟ為やめ其はを食と
断ゟ神仏ゟ祈ゟ事ゟ尽くしなりきその質
撲なる志ゟ大変ゟ代数ゟ耕
作ゟ勤ゟ地ゟ人ゟ
稼ゟ積ゟ年ゟ
故ゟ人に抽ゟ力ゟ
とゟ日雇の業ゟ
産ゟ
寛政二年冨田畠宅地乃年貢ゟ
ゟ年ゟに米ゟ

甲斐國

孝行者　甲府勘番支配支配所　新青沼町　町人借屋信忠義妻母　とめ　六十一歳　明和七年褒美

孝行者　同支配所　光沢寺地内町　町人長左衛娘　妙相　七十八歳　安永八年褒美

孝行者　同支配所　境町　町人借屋源左衛門娘　ちよ　二十五歳　天明七年褒美

孝行者　同支配所　横屋町　百姓安左衛門妻　くま　三十八歳　享保十四年

○貞節者　西代官支配所　八代郡南田中村　百姓安右衛門下男　山右衛門　三十五歳　天明八年褒美

○忠義者　同支配所　八代郡示木村　同下女六右衛門妻　ぬく　六十九歳　同時褒美

○忠義者　同支配所　同所　町人借屋信忠義娘　たま　元服　明和七年褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

○孝行者　日支配所　都留郡田野倉村　百姓　八兵衛　五十二歳　寛政六年御褒美

○孝行者　日支配所　山梨郡中村　百姓　清左衛門　四十二歳　寛政八年御褒美

○孝行者　田安殿領分　山梨郡上石森村　百姓　くの　二十七歳　寛政元年褒美

孝行者　一橋殿領分　巨摩郡西井出村　百姓　与一左衛門　五十二歳　享暦四年褒美

孝行者　日領　巨摩郡鮎沢村　百姓　い　四十歳　寛政元年褒美

孝行者　日領　巨摩郡五町田村　百姓　市兵衛　三十九歳　寛政三年褒美

孝行者　清水殿領分　巨摩郡牧山村　百姓義左衛門妻　ま　三十二歳　寛政六年褒美

忠義者六人

忠義者ぬく

八代郡末木村より六右衛門と申もの有り
と都留郡忠兵衛村の生れ申候ふと
り私方仕候ものにて主人の命を家やうく
制禁を犯し形もやれ候ことなれて人数五人と
書ハ二三年之縁を結ひ申候ものにて
ぬく儀ハ一向ひとり者にて
出家ハ私りの婿にて有之候ハ
業をとなるとしに成ぬく八年と申候男子ことなるく

六右衛門方に移りて此村にすまひ六年も過ぬる
ものなれば小家をもつくり建て主人をもたすけ
仕れば力にたすけ申しけるとぞ口つくろひ外の田地のも
ちかせぎ〳〵と身をもたすけ申し助をもとりくらし
候ゆゑ日雇れ賃にんをもとり〳〵やとくして出へ
ども主人病の所をもつとかもちかの二度はかりとり
わけ家内ものと合をもつくり給ひ母子ともく
慈り扱ひ雇主家内くれひあつる食物
をも携へ帰りて主人にもむ夏は涼をもとり仕ひ
夜は数帳をもなけれは蚊をしりくいけるを
夕べ落涙仕候ことを又を聞をりあはれ哀れ
母子の衣服をもとりもとれるをよ主人神仏の
結んなりといへは母子ともに負ひ申候に
主人の親族をもとりもて養育をもつ
又かもとめと母子ともの心ばせ重に感
聞候ものは村人も感しまるよし詠へ出め代官
行馬左衛門方へ聞えあげ二人ものもとへ
の銀ものもとて御褒美あり天明八年二月のなり

孝行者八郎左衛門

那留郡田野倉村百姓八郎兵衛は田畑の高一斗

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

三歳にして母を失ひ貧しく孤独なる一人の母とよく
仕へ妻を娶り嫁姑共に和睦の家の日々のつとめを
ひたすらに八十年を経て宝暦六年の頃より
安産なりし後毎年産を重ねしかるに初めの
月とさへ高く老衰の身なれども日々の烟も
立たざるなれば井倉村の儀左衛門といふものよりて
八反ばかりの田を預かり勤めしかるに
くらしかねつるよしなれば今は若干八反の
井倉村にて年貢八二十町あまりも備へしよ
秋の時とらずして母とともに死まで行き給ひ

実に家の内を一番を切盛なりすす
主の治さやうに実なる味新なる衣を毎年給ひ
又八幡宮へ参詣の時明和の初年
とやめて耕作に力を尽し或は日雇賃にて
暮らしかねし年月を経て年毎に
又一年と偏に彼方つ伴ひ偏りこの如き慈母
つくし毎に尽し音信の絶えし二度程遠く嫁を
こひて家に帰り来て後毎に仕をそなへ
村の人々実にこれ姑を敬ふ貞実なる
性なり姑よりは久耕作の勤めを除かれたり

殆内絶とつゝしみのと徹て世俗と共に[illegible]
[illegible]も志ゝ火[illegible]あひけるうへ[illegible]
[illegible]ひ[illegible]あ[illegible]は[illegible]
夫婦ひとゝ[illegible]て母[illegible]
[illegible]母[illegible]なゝけ[illegible]八帝[illegible]八日に[illegible]の
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]と母の用[illegible]あれ[illegible]は
[illegible]と[illegible]冬八[illegible]
又八[illegible]大[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]母[illegible]
[illegible]日

薪をとるとて小沢山をつゝ[illegible]ゆきけるを母の心
[illegible]
[illegible]は母八斜[illegible]
[illegible]
母[illegible]
[illegible]
[illegible]

の家より迎ひを乃あやまりを加ちくよりなる
ひ後ハ弱なるへしとあとまたやうまれしかる
ひ数類乃ち多しとしてを迎をつかれ村く
まてひ伝へく感しあくの代皮川橋平左衛門
くこと出えあけしに付同紀六年十月紀なるひる
母ち老をとをくに扶持米を与ひく御褒美あるを

孝行者清左衛門

山梨郡中村の百姓り清左衛門とつふものあるを農業
吉左衛門とひ高五明六年にうせを後若母れ四
といをの代清左衛門と言て若ること十ヶ銀治

村の伝右衛門なるの娘をとりく婚よりあを母る
三人暮く暮らしけるを農業乃ち二斗四升をり
ありてかに持高ここもなく人の田畑を小作
ならう貢物をもるなるハまた田畑の高ハ稀なへを
料とひらう次りハ母のる稀れ貢を除をれるの
稀ともみる母よりるてを見れ用度とをるの
貢代納め米綿大根やうのものをとる工夫てく
村出乃家より出紀和のるよりくのれまる事
まるも一ヶくる母に乞ひをてはらをもあるの
母ををちらるをなりかにあるを雷なり

又ハ地震出火等あれハ田畠流失ともなり次第に
困窮の例多ゆえ年々貢米ハ皆済仕候
ものもなく追年貢ハ猶あらせ田畠の年貢ハ
悪く助けおこなうの儀ハ難渋ならん
ハ是ハ一家中酒をぬくけるゆえ
のこけ不申候ハ遠く昔に移りぬる
年毎乃ちうちうとの儀ハ格別なるそのまま
ちうちう行とあらん氣力ハ
一族まこハ隣郷乃ものく衰うてぬめる酒も
飲ま無を徒らなる毒毎の孝義を意うて

こと毎に酒を乃まずとて家の者と
なるべきゆえ行ひ毎の中に先祖ひめる代ハ
背紀ひ人ことくく更に随ま次に風俗
変又ハ念仏講なとの事あれハ必毎と異しゆ
きちらぬ用ありとハ人ハ法ひ居て例を去
ら次毎に行ひんとハ人を招く供ひ貢ハ未
簡ま涼ま也冬ハ巨燵を用ひ者毎大さうて
こるさ一人ものに箱代位ハ中ハ小ハ米ら
けまる業とし紀乃人蒲団をとり移ら見とて
体し試を暖かし毎毎を抜ら先ハ出ま

とその身は衣まきこの羽織の新まきあも今春のうへに
加へ二月の履を例よりとり二俣より春人多ゆく
まとらるまくたとけるうあ毎月多も健ふく年自
をうとうう給と八十四歳は老の身まれ小杉よふを
とあ八筋なこと事ともいひ出をとと大屋りふとのん
乃ぬくにまうひさうぬとるふ伝ゆうりの公扶ひ
くをなうこめけるは給よ人とまうとうあ識をとを
う給まを紀をのりれも称う親族をを志り
発をあをりしうみを貧ゆとく助く屋とと力も扶く
いと法うとれとを小うう里人をを紀助をるとを

懸を小他を法るものをとを小をとうを法をとけを
ゆを紀ゆを訪ひをを人まも役う孝義出をあを法を
ゆを実乃ふとい人をを小れをあるへ紀をく流落
うあ悦ひうとふんを新うう山代皮川流平をを
関をあけて法右衛ゆ銀毎ゆ老を義ふ技扶米を
ひく御褒ゆ六いりをうふ小寛政八年四月乃事をう
ゆをを

孝行者くの

くのをを梨郡上石森村百姓義右衛う娘なり
父ををうりりを北言ゆりて妻をいふをうあをを

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

ことひ或は田つくりに出て稲の落穂を拾ひ林りあるりまたはひろく落葉を拾ひて薪となすけるうえ元来正しき生れつきなる道乃辺の枯枝なるに落たるをも自然と拾ひ集めるなり

孝義録巻四

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

あらためとゝのひくさらに[illegible]
[illegible]事もなく出ちくせ[illegible]
業せしものゝ[illegible]
なりしもく領主[illegible]
浪[illegible]孝父母のあ[illegible]
褒美ぜられき

伊豆國

奇特者　中代官支配所　八丈島三根村

奇特者　日支配所　日所

奇特者　日支配所　八丈島三根村

奇特者　日支配所　八丈島三根村

○孝行者　日支配所　加茂郡妻良村故名主岩

孝行者　日支配所　君沢郡三島宿大中浦町

孝行者　松平周防守領分　加茂郡新井村

御用船水主　[illegible]橋[illegible]右衛門　四十七歳　天明三年御褒美

[illegible]橋政之助　二十一歳　天明五年御褒美

御用船水主　[illegible]橋長右衛門　三十五歳　天明五年御褒美

百姓　[illegible]村三右衛門　四十五歳　天明六年御褒美

百姓孫七郎　五郎兵衛　二十八歳　天明八年御褒美

百姓　与七　二十九歳　寛政二年御褒美

百姓　[illegible]右衛門　三十一歳　寛政元年褒美

孝行者　大久保長門守領分
君沢郡吉素村

百姓　長田百姓

太右衛門　天明八年　二十八歳

孝行者　同領
君沢郡川原谷村

新七　寛政三年　四十一歳

孝行者之儀云々

賀茂郡妻良村の枝々立岩とあさかせく所より二石一斗八升ばかりもとて数百姓彼七とふものあり父幼さよりも二親をつくして孝乃ふかりし父を六十にあまりナ七とナ一ふりなる妹のあるを家の内四人賃くらしにくるしうとうり貧く日々に薪を売りあいとなりて小村まで十四町乃山あえあるを日々よりの渡をまくあひあれば日々百文をうり代價を以て老父ならびに妹ことごとく十二三乃時より父に孝ひく薬ことに助けをなすまこと

父母ありとなを云よりは生涯はらからなるよし兩さへ多く
くらはせんとのみをもなりわい柴を大やうものゝ心ゆ
行ものゝ外業をつとむをまなくゝ父母はらからを
薪あまたゝ脊負へるよりは父うばゝの料まくもか
ちてはひとへに父の労をなぐさむるけなり又は極貧く
酒を好うゝはうめの如くに貧く酒買ふ價なを
しきをとゝのゝいひかれてをの薪負ゆるかり
ひつゝれ薪をとりてへく酒まあくゆるをまた
村乃酒うれ盃をもて求ひるをゝ代者とやうゝ行山里
のあちひまく酒のをゆる事をこゝろまを二十町乃山

おそゝてゝ浦村とゝふあゝ所求発来くゝめ風雨
をはしくゝ雖をも怠らさりきゝはをとりひしゝを
為ふて日毎ゝ酒買ふをゝ人ゝまゝられんも心つをな
くしをや蓋を袖ゆゝ毎求めゝ来りしゝ年ゝ怠る
事なりをゝゝ八後をの法ゝ人もをゝく感ゝ
あくゝ其里乃推きゝれまてゝも彼ゝ行ひを私ゝ
中やおもひをゝ父れゝふゆをゝまをゝふ事あるゝ時を家
をゝ清ゝ始ゝ代学ひてゝをゝといまゝむれをゝに
をれをゝをも改めゝゝゝゝとなゝ村者を孝行者
誠ある事を思ひ村乃用のゝまゝゝ多く社價ひ

ゝ[illegible]ん[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

向ひて畑にあうまをたすけのまをまうまをしかさん
ゆく一日は賃百文より八十文程迄働せ
ち二歩をすくはん事なりやをかうへとなりとさて
あさ〳〵ゑやといつを老こる歩をあに術〳〵をく人
のをりゆをなん事なりをたなり〳〵をて生涯はゆうう
き歩を常に父より後をとく仰〳〵紙は先をうておは
夏乃暑はよは頼をなく人戸板をしをちをちをは
をを人ををく涼まを冬は炭をうをは業は蒲団のを
りをくをて暖をうしむ四年をはを母ををあう
けしはをを例のをく薪をうを酒をを人まをく

父にををを歩ををををもあいを庚母の病をいを
をうしうはを歩甲斐をうをはをををををは
西ををなををを孝義のいををはををを事をを
はをを悲〳〵をふを母を歩人をををを男七
年を若乃賃をるく我男妹は扶ををををを
をを又は終日涙ををを事をまをを歩をを
いはをのををはをを食ををををを父を
や〳〵老をををへをは妻を具して孝養ををを
はをををを人をを先父を歩ををいをは
をを年の十月日〳〵星ををを伝ををを姫を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

孝行者　同文配所　深倉郡小町村　百姓　長右衛門　三十二歳　寛政八年御褒美

○孝行者　大久保加賀守領分　上野国佐位郡板橋村　百姓　敬右衛門　七十歳　安永元年褒美

○孝行者　同領　上野国佐位郡町田村　百姓　伝右衛門　五十二歳　安永七年褒美

○孝行者　同領　上野国佐位郡竹松村　百姓太右衛門後家　勘右衛門　八十七歳　寛政二年褒美

孝行者　大久保長門守領分　愛甲郡中荻野村　百姓　その　三十八歳　寛政二年褒美

農業出精　松平大和守領分　三浦郡横須賀村　百姓　七右衛門　六十八歳　明和六年褒美

奇特者　同領　高座郡大庭村　百姓　宮本重之助　四十三歳　天明四年褒美

孝行者　[illegible]新左衛門知行所　高座郡橋本村　百姓　佐右衛門　五十二歳　寛政四年褒美

奇特者　仮河松之助知行所　大住郡伊勢原村　名主　与兵衛　四十六歳　天明四年褒美

孝行者茂右衛門

茂右衛門ハ豆栖下郡板橋村に百姓なり父茂兵衛と
京紺屋町に商ひ明和八辛亥年に病死し母と共
六歳なりしを母世話なりあるしほと称し子なりよ
分抱し年老て歯なけれとも和らかなるものを
個しまを兄小田弟と共に孝行なる事あれとも菓子なとを
求ひ味ひしうまとしらすしていと費ふ
ふとく思ひ人もまねりしてく今日たる人のりふ
ゆきまもうしかとつひさせりて母と茶とを
のみて終とふとく都の田畑裏のうめもちふ

出羽国村山郡左右沢門左衛門妻ちよ
ちよ側りあまく母に孝を尽して絶ハらん事
をおそれ常に母とともに臥しをりしが
夏の涼しき所ハ出く是ハ丈夫なれ
入てもつとめをなすハ我もすくなく
あらけく我身乃うちハ病ものつかく
死せしをなれも養ふ勝の上ハ
母乃うれく利髮をんとひしと今志をしと
ハく先生けうく里人ハ母の重代乃
をなとこひうをを母の重代まつ
けをと生れつき物をとを性をなれを髮おろし
をく定めを恩乃新代先を次者より精をして
あらんを老をる所れ氣無を為く養へ絶ん
事のをうを一日くをつ公の人を
法ものり剃髮して若代妙を
母乃風呂ハいるをれををみけうを湯乃
ひ代ををうを結をりをを人代を
事をなを後を事乃ワれをを酒代出れを
をを母乃つをりハ人ハを酒のををもあるを
りあ家をををを事代を家業乃

去冬病ひ死し女房と共に
やもめ暮をいとなむ人女子一歳の時母を失ひ
高今より乃ち半なり先祖百姓代と
又役つとめ代官村方にて
事あり人乃おやたり世ゝ
老年にて病死をうけ家業に
をしへ法をもつて人ゝ
敬せりされども役法
しけるゝ母死分地
子乃義を守り
なる母なくなるゝは
報恩寺に先祖厚恩母菩提
乃ち死と云ふ
しけまゝめ
おとうしあいを
ゝ毎ゝ
ゝ
ゝ
報寺なる
小声
半をつ

なる母なくなるゝは
報恩寺に先祖厚恩母菩提
乃ち死と云ふ法の額見成
しけまゝめ人の年を
おとうしあいを
ゝ毎ゝ
ゝ
ゝ
報寺なる
小声
半をつ

子に聟をとりて家を継つとこゝ
ろ[illegible]ども[illegible]男子をあ[illegible]ん事を願ひ
侘よ先祖乃あ[illegible]を[illegible]なりと[illegible]ひとりてら
[illegible]ハ老中の人に日私
光乃恵こゝろけぬものやをある日出ぬさるよ起出て
よろ[illegible]乃事をもるみ人くこと[illegible]
若見時ゝ家[illegible]
時ゝ組屋の職をるをゝ[illegible]ハ[illegible]て日私恵を源〳〵さく
対文ゝ日と祈〳〵[illegible]目を唱へゝ[illegible]
[illegible]て田畑の[illegible]ハ[illegible]あまり生涯[illegible]

孝行者佐太郎

佐太郎ハ足柄下郡町田村の百姓なるを六年おゝの老
母を[illegible]毎の勝ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]

かち掘をくたる根をりつゝぬきとれとも又ゝ
ひ竹縄をもて結ひつをたゝをくて田舎ゝすむりの
穀物なとを乾いるゝ時ゝあるとき柱をもりたゝ
きてのをくをゝたるゝひたるゝかくゝきゝ柱ををくに
ゝをくをゝたるゝをくゝつゝをゝ
同村の市左衛門ゝ
いつゝ母の若ゝ時小田原の大地震の事を
をとゝ地震をとゝれゝをゝ大風雷なとゝ
きゝひゝゝり家のゝゝれあゆゝゝおかゝゝ
をゝり地震風雷なとゝいゝんゝも柱ををもをくく

をゝたをくゝ家をゝく家の倒るゝ事ゝいるまゝゝと思
ひをゝくゝかゝゝたゝゝをゝゝゝ
産後ゝなをゝ母ゝゝ佐太郎農事に出ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ母の安産をとゝ
あまゝゝれ田畑一人ゝ力をゝゝて怠ゝゝけゝて
市左衛門ゝ母のゝゝゝゝゝ佐太郎ゝ
ゝ記て家安産をとゝゝ
かゝゝへけゝをゝたるまゝやゝゝ
佐太郎ゝ社ゝゝ指作ゝゝ高八三十四石のまゝ
あゝをゝ組ゝを法をゝゝゝ又孫左衛門ゝ

をとろへ後ひとうけ〳〵佐左衛門方名田をとろへ人の拾とり
りの武石をかりうるしら佐左衛門方ハ力ハ多家
今ハ十一石余つとなりり畑をくるをハ粟稗の
類ハなく麦と雪ら麦食こをとろ麦を粉ハ
焼餅ら〳〵ハ乃食ハ二つ〳〵ハ麦飯ハ野菜を
ろ〳〵食ひけるり毎日をつとる焼餅を麦とよく
養を洗ひ精けく粉ハ〳〵稗米乃粉をすら〳〵を
ろ〳〵ハ〳〵ハ調〳〵飯もろ〳〵のをろ〳〵中れあ〳〵
ろなるハをとろ人或ハ麦乃中ハ米をハ〳〵焼餅
麦粉と菜とハ〳〵ろをとつ〳〵ハ〳〵米なく自に

日度つ〳〵寒し佐左衛門方ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵小田
原の沢右新宮町乃漁師ハ塩せ〳〵ハ〳〵ハ〳〵魚
を拾来りしと毎日ら〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
佐左衛門方ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
と佐左衛門方ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
けるりりと多ハりけ色ハ殘〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
殘〳〵とりつ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
量にるとりりもろ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
しりたり〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
来り毎乃ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵

やうなく仏ゆうの妻と引はなしてとゝ孝なるも
のゝ姉妹にきゝあつめ候ハ孝ゆうの心をつゝむと
ひとゝゝとなるべきにみなくせく事言語
及ぶの事なりとゝくこゝかゝ孝ゆうは性く
なりとゝと妹をあとゝと思ひくるうよ佐右衛
門ひく今日乃ゆやまちハうなやうにとゝ
ゝ事ゝ云ひ比ハ佐太郎を心ゝけ者ゝい
らくも度出ゝとゝつゝ孝ゆうり湯をつゝ事を
惜て醤小湯をゝゝゝ汲くるなりひ又ハ長
あゝ云なゝとゝるゝと人ゝ如ゝ孝ゆ

ゝれまゝゝうゝ事ゝと宮ゝ喜悦ゝとゝものゝ願
成寺のゝゝゝ八ゝ八ゝくゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
とゝゝゝゝは出ゝすゝゝゝゝゝゝゝ
一日乃ゝゝゝ八歳度ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
健なりしを母ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

いとあはれとうけ給はるに別屋を作りて住せ
すまはせ妻を先立たるを小作してとりあつかはし
作左衛門が婦八重乃年かはよはひ廿せ余にして
去る文政に始り安永七年迄七年間七月の比あるに
中病あり寒気の中に倒れ死たりとて
のりかたらるるに葬の事いとあはれ
付行るるに折つけなく母乃長音伝なく歎こと
ありと思へ草纏るるを結つけ走野辺送りの時
会伴僧をむかへ人あり死者を送る人
棺を出さるるなりと見るに面乃あるるるく

孝義録巻四

極て口のうるはしく唱へさせけり日村りすむ五郎
ゑ又うせあり時貧くして葬の事なりがたきに伝
作左衛門こゝて親を葬るハ生涯の大事なりとて
銭をして葬しむるかりもとめ寄れるに
いとあはれなるきこゆ生れ養の在さるをあ
はれと思なく村かたの男女と童部と
をあつめいろはの名をかはハ等の別なと
教へけるを親くもとろとろくんのるを
よくあはれとゆ又ゆるを家まもあれを先年紙
乃役なるをくは村人入れこゝ事をせくり

他国へ行てしゝハ則家を捨よせんとゝ思ひ
煩しけるとゝ記ことゝ
勤めしゝ者のようをひく退とゝ
なりゝ者ハ役をつとめぬ者ハ時々ハ
出る事ありて現の者四ようせられて退さ
ゝ者なるゝ者人ハ家根をなおしをみく
いるれを隠ほをゝやと同ようの今日ハ家ようを
くゝ四ようあるとゝ又ゝあるとゝ
なるゝ村のうちを歩くゝ菓四ようを把つゝとゝ
を稲ふゝ一ハを拾ひけるハ銭とゝ

四ようを又童話十人ゝ伊勢乃宮
長人ぬけ来りゝ時とく親ゝ
ゝとゝ云ようなる者出ゝ事なれゝ
ゝをなゝとゝ或ハゝ
ゝ撥とゝ童話のゝ
ゝ人ゝ
ゝゝ集めゝ
けゝ伊勢ゝ行く御師ゝ
ゝ四ゝ
債ひゝ同村の新ゝ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

稼又ハ長場より諸ちんとすることを力たらさりけれと
佐左衛門こゝにて代官をやりて又村のうちもあく必貧
ふあ人なりのあれとも一歩ハ行を始り程なれハ
ちと人に高代をとけ〳〵て日ハつゝいとあり
佐左衛門数十年の百農事よ心ゝ〳〵
ゝ七反あり此田を一人にて耕〳〵ゝ人ハ
出るゝ場里ハ人ハ百稲中稲晩稲ハて
いろ〳〵に作るの第小ようて出来ゝ
ゝ反今年ハ〳〵ゝ熟不熟のあるを佐左
ゝ作ゝ出る稲草ハ年ゝふゝ実のり

けゝ出ゝ村人も佐左衛門よりひとしてゝ作りの新田
里ゝ作ゝ人ゝ貧〳〵ゝ家にありゝ新田よ
ゝ耕作ゝ佐左衛門ゝ家ハ〳〵ゝ
へゝ麦ゝ作ゝ稲ゝ貢ゝ納ゝ人〳〵
いゝゝ日書ハ〳〵ゝ種ゝ〳〵ゝ
ゝ場ゝ空ゝ畑ゝ麦ゝ
ゝ人の畑ゝ引〳〵ゝ
ゝゝ出ゝ流ゝ
水ゝ引ゝ作ゝ用ゝ
ゝ出ゝ入水ゝ

役勤ゝとゝ名を代年ゝ之を六村乃中江茅ヶ
ヶ所ゝ行ゝ之ゝ氏村のゆ役れ在り古橋あり
く出ゝ桜ゝ桜ゝと村役人の給金をゝつゝを
あく久金あ石橋よりさんとゝつゝはゝかゝゝを
行ゝやゝくかけ渡ゝゝ今小橋ゝゝ一とせ
茅葺ゝ孫兵衛とゝつゝ代ゝ病をゝ之へゝよ
ゝの家ゝふゝ之ハあゝゝゝて弱めゝ人をゝく之
ゆゝしを作ゝ帝ハゝゝふゝ出ゝゝ貧ゝゝものなれハ
茅ゝもゝゝ人醫業のゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ之ゝ安永七年作ゝゝ雇ゝて役ゝ

持高生涯免除ゝゝ毎ゝを五拾歳の時枝村茅
ゝゝゝゝ光ゝゝゝ添ゝゝ出て薪ゝゝ
ゝゝ里ゝ引ゝ役を勤ゝ人ゝゝゝゝゝ
ゝの屋むゝゝゝゝく毎ゝ家のゝゝんゝゝ
当月ゝあゝゝゝの当ゝゝけ天明五年九月
ゝゝハ名ゝゝゝゝゝゝゝ

孝行者勘兵衛

勘兵衛ゝ上郡上郡上郡宮蓑村の百姓伊兵衛ゝ二男ゝ
ゝゝ二蓑乃村毎ゝゝゝ同弘作枝村の出ゝ清ゝ之
ゝゝゝ養ゝゝゝて人ゝゝゝ出ゝ養毎ゝ乳

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

なくしてあり移り来れば貴賤ともに恩愛の記するを
実父母はいとあり難き恩を報ぜんと思ひ
孝行をつくしける幼なりしより耕作のわざに
かけ回りて小船馬乃ちふとうなとすることを人
ともに童新らしく此事なりとて人々驚いてうるとも
成長すれまでいよいよ農事に力をつくしけ
ればこの小作をすのむりもなきことなりとて貴
父に酒をすすめるに酔ふ後は大海とつぶやなる
ず貴母もまた乳みしうあるに常にあるそひ
けれは親族集りあくひまなくやもりけるう

又貴母に病ありけるうおこれとこれ貴父にはなれを
つくす所傍らにひかへ終夜音信をなす明暮
にやとく田畑をつくり耕作をこと人とも志むく都を知人
つくすに貴母ふとうかひける或時民神にを
湯立ありしう人ことなるをかひしく時若紀ものく動た
湯つよひふるをつくり孝養ふさるふれと
二親のいとうむあまりあるはこのうち家氏
出給人ことあるはまく人もなくとをつくる夫
婦むつまくとも孝行をすめとつひにれは我今彼氏
いとんとをけるを母ふ病ひをあこりあるを

よろづ心よき次第よく又のいとう多くて毎乃
業をまさす事にけんとあるへけれハ人くを志ゝ
そうに感〳〵あくゝ彼ハ元ゝ家貧くし毎朝飯
をのゝ食とゝ又ともあくゝ元やゝうきハ又毎朝ゝ
〳〵たうひくゝよ元稼り個してをくゝ元ゝ
焚火なとゝ〳〵あゝをを夜も寝くゝあゝて先お
ゝくゝ宣夜粥ひよ者ふとなくゝ白雇につゝ賃
銭をもらひ家利ゝ〳〵を法ゝて賣代なゝ
ゝ優を又よゝくゝ孝行を自に從へゝ同〳〵
ゝ里れ小為とゝつゝの〳〵田二反あまり八年ゝ助

小作ゝ〳〵力を尽〳〵毎勵ゝけ色ハとゝ〳〵
作里なくゝを孝つゝ其利をけゝ
ゝゝゝとなるゝとゝ入ゝゝゝ
ゝゝに志ゝ次ゝくゝけ元ゝゝ明六年ゝ
養母ゝゝ世次の年又義又もゝをゝゝとゝゝ
孫ゝゝゝ宅地ゝ葬ゝゝゝゝ組のゝ元親
族なゝとゝひゝゝこゝ其村のゝゝひゝ正路寺ゝ
葬ゝ〳〵ゝ世ゝ〳〵傾ゝゝ文ゝて寛政二年
四月褒義〳〵〳〵拍高一斗ゝ年ゝ
除〳〵ゝ〳〵ゝゝゝゝゝゝゝ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝義録巻四

孝義録巻之四

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用